

綾部市長 山崎善也様

2024年度(令和6年) 綾部市予算に対する申入れ

2023年12月21日

日本共産党綾部市会議員団

団長 井田 佳代子

吉崎 篤子

塚崎 泰史

日本の経済は、30年にわたり停滞し、この間のコロナ禍と世界情勢等の影響で物価高騰が襲い掛かっています。市内給与所得者の年間収入金額は2000年と比較すると平均で約30万円も減少しています。

医療・介護・障害などの現場では、慢性的な人手不足と物価高騰分を価格転嫁できず危機的状況が続いています。保険料や利用者負担を増やすのではなく国庫負担をアップすることが求められます。

子ども達を取り巻く状況は依然として厳しく、いじめ、不登校は増え続けています。国連子どもの権利委員会は「過度に競争的な教育システムが子どもの発達の障害」をもたらしていると勧告しました。いまこそ憲法と教育基本法に基づいて、教育の自由・自主性を保障すること、何よりも、子どもの権利条約の4原則(差別の禁止、最善の利益、生存と発達の権利、意見表明権)が保障される環境整備をすすめることが必要です。

また、今年の台風7号では5年前と同様に犀川の越水が大きな被害をもたらしました。被害を繰り返さない抜本的な防災対策が必要です。

さらに、犀川において有機フッ素化合物(PFAS)の基準値を上回る検出により、大きな不安が広がっています。飲料水、農業用水、土壌などの検査と公表、及び対策が求められています。

ロシアによるウクライナ侵略に乗じた大軍拡と「敵基地攻撃能力」保有の動きは、市民が戦争に巻き込まれる危険を高めるものです。また、イスラエルによるガザへの侵攻は、暴力対暴力では平和は実現できないことを浮き彫りにしました。すべての暴力を否定した世界連邦都市宣言第1号のまちとして、綾部市から国内外への平和の発信を強めることを求めます。政府による「戦争する国づくり」への動きには、地方自治の本旨の立場から反対の姿勢を明確にするべきです。

以上、令和6年度予算編成にあたって、8分野120項目の要求・提案を行い予算化されるよう申し入れをいたします。

1. 物価高騰から、命と暮らしを守る対策を

- ①市内中小事業者に物価高騰による収入減少支援対策を実施すること。
- ②地域医療構想による病院の統廃合・病床削減の中止を国・府に求めること。
- ③介護事業所等の実態調査を行い、物価高騰に対する市独自策を実施すること。
- ④市立病院の感染症対応の病床環境を整備すること。
- ⑤病院窓口で医療費限度額適用認定の周知をすること。
- ⑥市民の暮らしに影響を及ぼしている物価高騰の実情をつかみ対策強化をすること。
- ⑦農業生産資材の高騰に対する市の支援策を実施すること。
- ⑧会計年度任用職員の処遇改善を行うこと。

2. 防災対策の抜本的な強化を

- ①近年の異常気象により連続する災害が予測されることから、総合的な防災・減災対策を強化すること。
- ②土砂災害等を教訓に、盛り土や山林開発等、危険箇所の調査をすること。また規制のための条例制定を行うこと。
- ③災害の長期化も想定して避難所の総点検を行い、安全対策・環境改善等を行うこと。
- ④豪雨等による河川の氾濫や土砂災害を防ぐため河床掘削等を進めること。そのために関係機関と連携し対策を行うこと。合わせて土木関係の技術職員の増員をすること。
- ⑤災害弱者への情報伝達に万全を期すこと。
- ⑥消防指令センター共同化は生命と財産を守る立場を堅持すること。
- ⑦消防署の職員増員を行うこと。
- ⑧集中豪雨に対応できる都市下水路の整備を行うこと。
- ⑨下水道第一浄化センター近隣の住宅で、豪雨時に内水によるトイレ逆流が発生しないよう至急に対策を講じること。
- ⑩豪雨を想定した池の管理や田んぼダムなどの減災対策は、防災担当と各課連携し研究すること。
- ⑪すべての原発の廃炉を、国・府に求めること。
- ⑫原子力防災計画は市内全域を対象とし、市民をあらゆる被ばくから守るため実効性ある避難計画とすること。また、府道1号線拡幅整備及びう回路の確保をすること。
- ⑬希望する市民に対して安定ヨウ素剤の事前配布を行うこと。特に子どもには迅速な対応が必要であり、学校等でそれぞれ保管・管理すること。

3. 「蚕都あやべ」で培われた高い技術力を生かし、産業の活性化を

- ①地域経済活性化のため地域経済振興基本条例を制定し、行政、事業所、経済団体、市民それぞれが地元資源を生かした産業の創出と循環型経済を構築すること。
- ②北部産業創造センターや大学等との協力で、綾部の「ものづくり」を支援し、共同開発・共同受注ができるよう異業種協力を支援すること。
- ③小規模事業者の悉皆調査実施など、市内の経営実態の把握を行うこと。
- ④市内事業所に対して、正規雇用化、雇用継続、新規雇用確保をすすめるため、雇用助成金制度や奨励金制度を創設すること。
- ⑤中小事業者への融資や相談窓口の開設、利子補給や保証料の免除などの特別支援を講じること。
- ⑥インボイス(適格請求書)導入制度は、小規模事業者の商取引からの排除を促す制度であり、中止を国に求めること。
- ⑦中小事業所の後継者不足による事業継承問題について、商工会議所や金融機関等との連携で対策をすること。
- ⑧工場家賃や設備リース料などの固定費補助制度を創設すること。
- ⑨公契約条例の制定や住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- ⑩農産物価格と農業所得を下支えする価格補償制度を国・府に求めること。特に米価下落について、政府の買い上げと「戸別所得補償」を復活するよう国へ強力を求めること。
- ⑪有機農法、有機畜産など「こだわり農法」を実施する農家への所得保障制度を設けること。
- ⑫優良な種子生産と農家への安定供給のため、府に「種子条例」制定を求めること。
- ⑬コメ、京野菜、茶、栗など特産品の振興策をさらに強化すること。
- ⑭小規模農家や新規就農者への機械・施設のリース事業などを支援し、農業の後継者対策を強化すること。
- ⑮林業振興を推進し、持続可能な森林経営に取り組むこと。災害対策・環境保全の点からも、間伐など適正な森林管理を強化すること。
- ⑯有害鳥獣の生態や個体数調査を実施し、有害鳥獣被害防止対策の一層の強化を図ること。また、クマの出没が増えるなか、対策を強化し、市民の不安解消をはかること。
- ⑰家族農業・小規模農業・兼業農家などを守り、農村集落を維持すること。
- ⑱多様な家族経営や集落営農を支えるため各種補助金の対象を緩和すること。
- ⑲太陽光・水力・バイオマスなど再生可能エネルギーへの転換で地域おこしをはかること。
- ⑳電気・燃料・資材高騰から生業を守るための対策を講じること。
- ㉑猛暑・干ばつ等の異常気象による農畜産物の被害の状況を調査し離農しない対

策を講じること。

- ⑫学校給食において地産地消の食材を拡大し、農業者が再生産できる価格保障をすること。

4. くらし応援と人にやさしい「福祉のまち」づくりへ

- ① 格差と貧困が進む中、市民の生活実態調査を実施すること。
- ②市役所の窓口は市民誰もが相談しやすくワンストップでサポートできるよう工夫すること。
- ③生活保護の申請権を保障し、申請用紙を窓口に置くこと。また扶養義務者に対する扶養紹介はしないこと。
- ④国民健康保険の都道府県化により保険料の大幅上昇が予測される。加入者が支払い可能な保険料となるよう措置すること。
- ⑤国保の「均等割り」は子育て支援からも、すべての子どもを全額免除とすること。
- ⑥子どもの医療費助成制度は高校卒業の年齢まで入院・通院とも無償とすること。
- ⑦後期高齢者医療制度は負担増とならないよう国に要望すること。また70～74歳の窓口負担についても1割に引き下げるよう国に求めること。
- ⑧無料低額診療制度を市立病院に導入すること。保険調剤薬局でも実施できるよう国に求めること。
- ⑨医師・看護師等、医療従事者の確保に努めること。
- ⑩「マクロ経済スライド」を廃止し、安心できる年金制度を求めること。
- ⑪空き家を活用した「高齢者共同住宅」の整備・運営に支援を行うこと。
- ⑫住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせる「地域包括ケア」をすすめること。
- ⑬特別養護老人ホームを増設し、待機者の解消を図ること。
- ⑭市内介護事業所の実態調査を実施するとともに、深刻な介護職員不足の解消のため市の援助を強めること。
- ⑮地域包括支援センターの増設をすること。
- ⑯地域支援事業(総合事業)の緩和型サービスをやめ、総合事業導入以前のサービス水準にもどすこと。
- ⑰2024年の介護保険改定では、被保険者の負担増とならない制度となるよう国府に申し入れをすること。
- ⑱来年の改定にあたって、介護保険料の引き下げ、利用料減免を実施すること。
- ⑲東部・西部地域に「清山荘」のような施設(高齢者が集えるようなセンター)を建設すること。
- ⑳「介護者激励金」の復活と介護者支援をすすめること。
- ㉑特別障害者手当について制度の周知をはかること。
- ㉒障がい者福祉の充実と、65歳以上の介護保険優先原則を廃止するよう求めること。

- ⑳障がい者福祉医療費助成対象を身体障害3級までとすること。
- ㉑中等度(41 デシベル以上)の難聴者の補聴器購入への公的助成を創設すること。
- ㉒幼児教育・保育の無償化について、3～5 歳児は副食費を含めた無償化に取り組むこと。0～2 歳児は、第 3 子以降の無償化の所得制限をなくすとともに、全員を対象に保育料の軽減に取り組むこと。
- ㉓こども園・保育園について、誰もが希望園に入れるようにすること。
- ㉔保育士確保と処遇改善に努めること。
- ㉕障がい児等放課後サービスへの体制等に支援をすること。
- ㉖物価高騰から市民の暮らしを守るために、消費税減税を国に求めること
- ㉗包括支援センターへの補助金増額を図ること。
- ㉘地域支援事業における介護予防の充実を図ること。

5、住みよいまちづくりを目指すこと

- ①ゼロカーボンシティ宣言にふさわしく、計画的なCO2排出量の削減を実施すること。
- ②「北部連携都市構想」や「定住自立構想」、「公共施設の統廃合」など自治体の持続可能性を壊すやり方はやめ、市内12地区すべての市民生活と地域経済の振興に努めること。
- ③公共施設マネジメントは、関係者と十分な協議を行い方向を決めること。
- ④老朽化した市営住宅の解体などは、まちづくりについて住民の希望をよく聞き、再生計画を策定すること。
- ⑤若者の文化・スポーツ施設などを整備すること。
- ⑥市道改良などの年次的な整備計画をつくり、住民に知らせること。
- ⑦「2項道路」について広報し、「道路敷」となる私有地の固定資産税は免除を行うこと。
- ⑧あやバスの路線延長や新たな公共交通のあり方について検討し、方向性を示すこと。
- ⑨下水道の今後の事業実施のために国・府の財政支援を強力に求めること。また、上水道・下水道事業の「広域化」や「運営の民営化」については実施しないこと。
- ⑩上・下水道使用料の値上げをしないこと。
- ⑪民間建築物に対するアスベスト調査・除去について国に負担を求めること。
- ⑫有機フッ素化合物(PFAS)の基準値は暫定指針値より低減させるとともに廃棄物処理の規制強化を国に求めること。
- ⑬犀川・天野川周辺地域の①河川飲用井戸水以外の水質検査や土壌・農作物検査と希望者には血中濃度検査を行い、全容解明と住民に情報を公表し、対策を強化すること。

6. 子どもたちが輝き、いきいきと育つ学校教育を

- ①「**貧困と格差**」が教育に影響しないように、関係機関が連携し対策をとること。
- ②20人程度学級を実現すること。
- ③増え続ける不登校やいじめ等の相談支援体制を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーの増員と正規職員を増やすこと。
- ④教職員の長時間・過重労働解消のため、正規職員を増やすことを国・府に強く求めること。
- ⑤すべての学校に図書館司書の配置を行うこと。
- ⑥市として学校給食の無償化を実現すること。また義務教育の無償化をうたった憲法26条を踏まえ、国に対して無償化を求めること。
- ⑦副教材費など教育の保護者負担軽減に努めること。
- ⑧地元農家と結びついたより豊かで安心安全な給食をすすめること。
- ⑨給食調理員の確保に努めること。
- ⑩競争教育に拍車をかける「**全国学力テスト**」の廃止を国に求めるとともに、テスト結果は公開しないこと。
- ⑪ ICT 教育は保護者負担をなくし、ICTによる子どもの健康や発達への影響について対策をすること。また個人情報保護の手立てを取ること。
- ⑫ ICT支援員を各校に配置すること。
- ⑬小中学校のトイレに生理用品を配置すること。
- ⑭すべての特別教室・体育館に空調設備を設置すること。
- ⑮学校の洋式トイレの増設、バリアフリー化を急ぐこと。避難所としての機能を確保すること。
- ⑯通学路の安全対策をすすめること
- ⑰世界連邦都市宣言第1号市として、図書館なども活用して、戦争や被爆の体験などを伝える平和学習を進めること。
- ⑱育英事業の「**入学支度金制度**」は、対象人数などの拡充をすること。

7. 情報提供と公開を原則にした公平・公正な市政運営を

- ①情報公開は行政運営の基本であり、政策意思決定まで明らかにすること。
- ②パブリックコメントの実施を広く知らせること。また「**広聴**」の機会を増やすこと。
- ③ジェンダー平等と女性の人権尊重の立場にたった情報発信を行い、あらゆる場面で進めること。
- ④「**部落差別解消推進法**」は再び「**実態・調査や啓発・教育**」を押しつけるものでありそれらを実施しないこと。
- ⑤人権センターの交流事業は一般施策に移行すること。

- ⑥国が進める「自治体のデジタル化」は、行政サービスの標準化が強いられ、独自施策の執行に困難がもたらされることや、民間企業の参入によって公務の中立・公正が失われる恐れがある。自治体の役割は住民福祉の向上であり、地方自治が侵害されないよう求めること。
- ⑦マイナンバー制度は情報漏洩や流用・悪用につながる危険性が高く、廃止を国に求めること。市としてセキュリティ確保に万全を期すとともに、マイナ保険証含め市民に利用拡大の誘導をしないこと。
- ⑧会計年度任用職員の同一労働同一処遇の実現と臨時職員を正規化する計画を持ち市職員の超過勤務の解消をはかること。
- ⑨男女が共に働き続けるための育児休業・介護休業の取得を促進し、企業への啓発を図ること。
- ⑩企業における女性の賃金実態を把握すること。

8、世界連邦都市宣言第1号の綾部市にふさわしく平和の発信と憲法を守ること

- ①ロシアによるウクライナ侵略や、イスラエルによるガザへの無差別攻撃をやめさせるため、国連決議に基づいた平和的解決への努力を日本政府に求めること。
- ②敵基地攻撃能力の保有をはじめとした安保3文書（国会安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画）の閣議決定の撤回を政府に求めること。
- ③2015年の安保法制や集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を政府に求めること。
- ④日本政府として、戦争被爆国にふさわしく早期に核兵器禁止条約への参加・批准をすすめるよう求めること。綾部市として「非核都市宣言」を行うこと。
- ⑤あやテラス内の図書館などを活用し、世界連邦の歴史や資料の展示など、平和を市是とする綾部市から発信すること。